

「一般社団法人日本手外科学会」定款施行細則第9号
代議員職務に関する細則

(目的)

第1条 本細則の目的は、一般社団法人日本手外科学会（以下、「本学会」という。）の定款第3章14条に基づく。

本細則では本学会の代議員の職務に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 代議員は、本法人の社員として、本会の目的を達成するため次の職務を履行しなければならない。

- (1) 本法人の社員総会（以下、「総会」という。）に出席すること。
- (2) 本法人の事業を推進すること。
- (3) 本法人の適正な運営を図ること。
- (4) 日本手外科学会雑誌へ投稿された学術集会発表論文、自由投稿論文の期日内の査読業務を履行すること。
- (5) 本法人の理事会で決定された委員会（定款第9章51条に基づく）の委員として活動すること。
- (6) その他、総会が代議員の職務として定めた事項を履行すること。

やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面および電磁的方法をもって、指定された期日までに意思を表示しなければならない。

(細則の変更)

第3条 この細則の変更は、本法人定款第10章第56条に従ってなす。

附 則

1. この細則は 2021年 3月 28日から施行する。